

三重県・台湾新北市 交流ツアー

JTBで行く

平溪国際天燈祭

平溪天燈祭とは…

世界の人々を魅了する台湾屈指の
伝統祭。多くの人々が願いを込めて
天燈(熱気球)を夜空に放ちます。

申込方法

WEB申込(24時間受付)

コース詳細は裏面をご覧ください

お申込はこちらから



現地合流だから
別の旅行プランにセットOK!

現地発着 日帰りコース

2026年3月3日(火)出発

平溪天燈祭(イメージ)

天燈に願いを書いて空高く放ちます。

天燈を飛ばし先祖へ平穏無事を告げ、加護を願うことから始まった台湾の伝統行事・平溪天燈祭。オレンジの明かりが灯った無数の天燈が夜の空高く舞い上がる光景は、忘れられない感動的なものとなるはずです。

うまく飛んでいくと願いが
叶うと言われています…!



天燈上げイメージ



三重県・台湾新北市交流ツアー

JTBで行く 平溪国際天燈祭

現地発着 日帰りコース

受付期間：2025年10月1日(水)
～2026年2月2日(月)

旅行期間：2026年3月3日(火)

- 募集人員：320名(最少催行人員160名)
- 現地係員：バス1台(約40名)につき現地ガイドが必ず1名同行
- 集合解散場所：中正記念堂
- 旅行代金(1名様あたり・税サ込) **11,000円**
(おとな・こども同額)

スケジュール 3/3(火)

台北	午後 中正記念堂へご集合ください 新北市平溪区十分天燈廣場へ 新北市平溪国際天燈祭に参加 (下車観光)	☐ ☐ ☐
	夜 中正記念堂着、解散	



平溪天燈祭(イメージ)

「平溪国際天燈祭」について

「平溪国際天燈祭」は、台湾北部に位置する新北市東北部の平溪で行われ、願い事を書いた天燈を夜空に一齐に飛ばす幻想的な体験できるイベントです。

三重県は、新北市と平成25年10月に観光協定を締結して以来、新型コロナウイルスの影響による中断を除いて、毎年同天燈祭りに参加しており、協定締結から10周年を迎えた2024年2月には交流を再開し、300名を超える方が参加しました。三重県と新北市の交流の一員として特別な体験ができるこの機会に、ぜひ参加をご検討ください。

海外ご旅行条件(要約)

お申し込みの際は、旅行条件書(全文)、渡航手続代行契約条件書(全文)等を記載した書類をお受け取りいただき、必ずご一読の上、お手続きください。当パンフレットとともに契約書類の一部となります。

★旅行のお申し込み及び契約成立時期：(1)当社にて必要事項をお申し出のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。(2)電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(土曜・日曜・祝日・12/30～1/3を除く)に申込み内容を確認のうえ申込金の支払いをしていただきます。(3)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに、また、郵便またはファクシミリ及びインターネットでお申し込みの場合は、申込金のお支払後、当社より旅行契約を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

旅行代金	申込金(おひとり)	
	出発日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって61日目以前
50万円以上	10万円以上旅行代金まで	10万円以上旅行代金の20%以内
30万円以上50万円未満	5万円以上旅行代金まで	5万円以上旅行代金の20%以内
20万円以上30万円未満	4万円以上旅行代金まで	4万円以上旅行代金の20%以内
15万円以上20万円未満	3万円以上旅行代金まで	3万円以上旅行代金の20%以内
10万円以上15万円未満	2万円以上旅行代金まで	2万円以上旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%

※ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

★旅行代金のお支払い：旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いいただきます。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日とします。

★取消料：旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます(おひとり)。取消料の対象となる旅行代金には、ファーストクラス、ビジネスクラス及び各航空会社が設定したエコノミークラス以外の中間クラスを希望された場合の追加の航空運賃、お1人様部屋追加代金、またはお部屋のグレードアッププランや延泊プランなど、パンフレットに「XXX追加代金」と表示するものも含まれます。契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

契約解除の日(海外旅行)	4/27～5/6、7/20～8/31、 12/20～1/7に開始する旅行	左記以外に 開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10%(10万円を上限)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上：10万円 旅行代金が30万円以上50万円未満：5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満：3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満：2万円 旅行代金が10万円未満旅行代金の20%	

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、 12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日 に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

※旅行開始とは、受付のあるツアーでは旅行開始日当日の受付完了時、当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時のことをいいます。

※各コースに適用取消料の明記がある場合は、その取消料を適用します。

※貸切航空機を利用する旅行、日本発着時に船舶を利用する旅行及び旅行日程中に3泊以上のクルーズ船泊を伴う旅行に関しては、上記の表によらずコースページ、パンフレットに明示する取消料によります。

★最少催行人員について：最少催行人員とは、コースを催行するために必要な人数のことです。この人数に満たないためにお申し込みのコースのご旅行が催行されない場合があります。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をします。

★基本旅行代金に含まれるもの：(1)運輸機関の運賃：旅行日程に記載の航空運賃、(2)観光送迎料金：旅行日程に記載の専用車・ガイド料金、(3)宿泊料金：旅行日程に記載のホテル宿泊料金、(4)食料料金：旅行日程に記載された食料料金及び税・サービス料(朝毎回/昼毎回/夕0回)※機内食除く、(5)入場代金：日程表記載の入場箇所、(6)ドライバー、ガイド、アシスタントのチップ、(7)出入国関係書類等・国内空港転送費用等、(8)当旅行計画作成にかかる企画料金、(9)旅行申込システム使用料、(10)旅行申込サポート、(11)ランタンを上げるための料金、(12)添乗員同行費用

※上記費用に係る消費税・諸税相当額を含みます。

※上記の運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限り、あらゆる旅行者に一律に課せられるものに限りません)を含みません。

★基本旅行代金に含まれないもの：上記に記載がないものは旅行代金に含まれません。その主なものを例示します。(1)レストランのお食事代、(2)ご旅行日程に明示のないオプションツアーの代金あるいは旅程表以外に行動される場合の費用、(3)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、渡航手続き代行料金等)、(4)個人的性格の諸費用(電話代、クリーニング代、追加飲食費等)、(5)超過手荷物運搬料金、(6)海外旅行傷害保険(個々のお客様から依頼のある個人用任意保険)、(7)各空港、ホテルでのボーターサービス、(8)空港施設使用料・空港税および運送機関の課す付加運賃・料金等

■取消料/標準旅行業約款に基づき、設定をいたします。

★旅行条件・旅行代金の基準：この旅行条件は2024年11月1日を基準としております。また、この旅行代金は2024年11月1日現在の有効なものとして公示されている運賃・規則または2024年11月1日現在認可申請中の航空運賃・適応規則を基準としています。※当社はいかなる場合も旅行の再実施はしません。

●お申込・お問合せ先

(受託販売) **株 JTBビジネスフォーラム
中部MICEセンター**

東京都知事登録旅行業 第3-7539号
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-16-30 東海ビルディング5階
受付時間：月～金曜10:00～17:00(土・日・祝日はお休み)
E-mail: mie_taiwan_lanthanum@jbx.jtb.jp
総合旅行業取扱管理者：匹田 晴隆

(株) JTB 三重支店

〒514-0004 三重県津市栄町3丁目143-1 笠間ビル2階
営業時間：月～金曜 9:30～17:30(土・日・祝日はお休み)
総合旅行業取扱管理者：小倉 直人 担当：岡本 寛之

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

■旅行企画・実施

株式会社 JTB

観光庁長官登録旅行業第64号
(一社)日本旅行業協会正会員
東京都品川区東品川2-3-11
〒140-8602



旅行業公正取引
協議会 会員



ボンド保証会員
一般社団法人日本旅行業協会正会員